

ステップ2以降はECLモデルを基礎に—ASBJ、金融商品専門委

去る4月4日、企業会計基準委員会が第178回金融商品専門委員会を開催した。

予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の会計基準の開発に関し、事務局はステップ2（信用リスクに関するデータの整備がなされている金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発）以降はECLモデル（IFRS基準）を基礎とすることを提案した。本提案に際し、これまでの検討が再整理された。

ステップ0の検討の再整理

(1) 各モデルの特徴
各モデルの特徴は次のとおり。

ECLモデル・信用リスクの著しい増大の有無による2区分モデルを採用し、それぞれに区分される金融資産に応じた予想信用損失を見積る。

CECLモデル（米国基準）…信用リスクの大小にかかわらず金融資産を単一の区分として捉えて予想信用損失を見積る。

(2) 現行の実務に関する理解および会計基準等の考え方

わが国の貸倒引当金算定の基礎となる信用リスク管理は、金融機関と非金融機関とで異なるものの、債権者からの契約キャッシュ・フローの回収を極大化することを目的としていることはECLモデルと同様であると考えられる。また、貸倒見積高の算定については、債務者の財政状態および経営成績に基づいて債権を区分したうえで、その区分に応じて債権の貸倒見積高を算定するとされている。

ステップ1の方向性に関する検討の再整理

ステップ1では、両モデルのどちらが現在のわが国の企業の信用リスク管理の基本的な考え方および実務に親和性があるかの観点で検討を行う。その場合、信用リスクの管理が債権単位か債務者単位かの違いはあるものの、ECLモデルのほうが親和性が高いように考えられる。

ステップ2以降の方向性に関する事務局提案

前記の分析を踏まえ、ステップ2以降の会計基準の開発に際しては、ECLモデルを基礎にする、という事務局提案が示された。専門委員からはおおむね賛同が示されたが、「リスク管理上はCECLモデルのほうが整合性が高いのではないか」といった意見も挙げられた。

事務局は「今回の提案は、あくまでECLモデルを検討のベースとするものと考えている。指摘の点は、具体的な基準のなかで対応していけるようにあらためて検討する」とした。

会計

サブリースの基本的な会計処理等、再検討—ASBJ、リース会計専門委

去る4月5日、企業会計基準委員会が第112回リース会計

専門委員会を開催した。主な検討事項は次のとおり。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
5月10日(火)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和4年4月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
5月31日(火)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和4年3月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和4年2月期) 2カ月延長法人(令和4年1月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(3月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・9月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(3月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(6月、9月、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
5月中において都道府県の条例で定める日まで	⑧ 自動車税・鉦区税の納付(都道府県知事)	⑧ 賦課期日は4月1日。

サブリース

第111回リース会計専門委員会等に引き続き、次の論点について審議が行われた。

(1) サブリース取引の基本的な会計処理

サブリースの貸手における投資資産の測定方法で、現金購入価額をリース投資資産とする等の提案がされていたが、使用中の物件をサブリースする場合には適切ではないなどの意見が聞かれた。これを受け、事務局からサブリース取引の貸手の会計処理については、次のように定めるとする再提案が行われた。

- ① 中間的な貸手におけるサブリースがファイナンス・リースに分類される場合、サブリース期間におけるリース料総額の現在価値をリース債権またはリース投資資産とする。
- ② 中間的な貸手の計算利率率について、使用権資産の公正価値と等しくなるような利率とする。ただし、容易に算定できない場合は、中間的な貸手がヘッドリースに使用した割引率を使用できる。

(2) 転リース取引

転リース取引において、リース債権またはリース投資資産と

リース負債は利息相当額控除後の金額で計上するが、サブリースの借手と貸手の割引率は同一とならないため、リース債権またはリース投資資産の利息相当額を控除する際に、リース負債から利息相当額を控除する際の割引率を使用するとされた。

リースの識別

第111回リース会計専門委員会(2022年3月10日号(No.1638))情報ダイジェスト参照)で検討されたIFRS 16号「リース」の設例の採り入れ方に関連して、次の論点について審議が行われた。

- (1) リース会計基準での取扱い
リースの識別における特定された資産(資産の稼働能力部分)に関する定めについて、改正リース適用指針の結論の背景で、その取扱いを明確化する案が示された。
- (2) IFRS 16号の設例
IFRS 16号「設例3—光ファイバー・ケーブル」は採り入れない案が示されていたが、反対意見が聞かれ、再提案がされた。

設例3は、設例3A(資産が物理的に別個のものである場合)と設例3B(物理的に別個のものではない場合)で構成されており、3Bの内容が重要であるとして、3Bのみ採り入れ

ポジティブ・メンタルヘルス

あわいにある曖昧さ

メンタルクリエイト 江口 毅

先日、花見がてら近所を2時間ばかり散歩しました。最近の仕事三昧だったこともあり、久しぶりに晴れやかな気持ちになれる時間でした。普段は木々や植物を眺めたり、出会った犬猫と戯れたりしながら散歩をすることが多いのですが、今回は街の景色や家を意識を向けました。子どもの頃、家の間取り図を書いたりモデルルームに行ったりするのが好きだったことを最近思い出したからです。

入れないような隙のなさがあって、箱型で、窓が少なくかつ小さいなどの共通点があります。敷地面積の狭さ、防犯やプライバシーの重視などが理由だと想像できませんが、内と外に明確な境界線が引かれていて、外側にいる人間として拒絶されているような感覚を覚えます。つまり、外界に対して「閉じている」印象を受けました。散歩を続けながら、親しみやすい感覚と拒絶されたような感覚の違いは何だろうと考えました。しばらく考えた結果、曖昧さがあるかどうかの違いではないかと思いつきました。古い家には、土間、縁側、生垣など、外のようなものもありません。また、障子が開けられていることで見える家の中の様子は、内ではあるけれど外とつながっているように感じます。このように内側でもあるけれど外側でもあるといった曖昧さのおかげで、親しみやすさや受け入れられるような印象を覚えたのでしょう。

筆者が住む街は、歴史のある住宅、高級住宅、新築住宅などが混在していて、飽きることなく見て歩くことができます。家々を眺めていると、古い家と新しい家から受ける印象に大きな違いがあることに気づきました。それは外界に対して「開いているか、閉じているか」という印象の違いです。

一方で新しい家は、蟻一匹も入らないような隙のなさがあって、箱型で、窓が少なくかつ小さいなどの共通点があります。敷地面積の狭さ、防犯やプライバシーの重視などが理由だと想像できませんが、内と外に明確な境界線が引かれていて、外側にいる人間として拒絶されているような感覚を覚えます。つまり、外界に対して「閉じている」印象を受けました。散歩を続けながら、親しみやすい感覚と拒絶されたような感覚の違いは何だろうと考えました。しばらく考えた結果、曖昧さがあるかどうかの違いではないかと思いつきました。古い家には、土間、縁側、生垣など、外のようなものもありません。また、障子が開けられていることで見える家の中の様子は、内ではあるけれど外とつながっているように感じます。このように内側でもあるけれど外側でもあるといった曖昧さのおかげで、親しみやすさや受け入れられるような印象を覚えたのでしょう。

古い家は、気軽に入れそうな門やくぐり戸があつて、低い塀が生垣になっていて、窓が大きくて家の中が見えるなどの共通点があります。明らかに人様の住居であり、向こう側とこちら側には境界があるはずなのに、どこか親しみやすさを感じられます。つまり、外界に対して「開いている」印象を受けました。

一方で、新しい家には曖昧さを見出すことができません。内側と外側の間には何もなく、ただ内と外があるのみという断絶された印象を受けました。このような古い家と新しい家の差異や変化は、もしかすると時代を反映したものかもしれませんが、わからないことをわからないまま抱えられる人が少なくありません。解決できないことを解決できないまま付き合っていく人が減りました。いい人が悪い人が、正しいか間違っているか、優れているか劣っているかという二分化思考が蔓延しています。過ちを犯した人を立ち上げないくらいまでバッシングする風潮が続いています。また、多様性が声高に叫ばれながら、異端や異質な存在を排除する攻撃はなくなりません。これらはすべて私たちが曖昧さや寛容さを失ったゆえに起きていて、これではないかと考えます。

一方で新しい家は、蟻一匹も入れないような隙のなさがあって、箱型で、窓が少なくかつ小さいなどの共通点があります。敷地面積の狭さ、防犯やプライバシーの重視などが理由だと想像できませんが、内と外に明確な境界線が引かれていて、外側にいる人間として拒絶されているような感覚を覚えます。つまり、外界に対して「閉じている」印象を受けました。散歩を続けながら、親しみやすい感覚と拒絶されたような感覚の違いは何だろうと考えました。しばらく考えた結果、曖昧さがあるかどうかの違いではないかと思いつきました。古い家には、土間、縁側、生垣など、外のようなものもありません。また、障子が開けられていることで見える家の中の様子は、内ではあるけれど外とつながっているように感じます。このように内側でもあるけれど外側でもあるといった曖昧さのおかげで、親しみやすさや受け入れられるような印象を覚えたのでしょう。

一方で、新しい家には曖昧さを見出すことができません。内側と外側の間には何もなく、ただ内と外があるのみという断絶された印象を受けました。このような古い家と新しい家の差異や変化は、もしかすると時代を反映したものかもしれませんが、わからないことをわからないまま抱えられる人が少なくありません。解決できないことを解決できないまま付き合っていく人が減りました。いい人が悪い人が、正しいか間違っているか、優れているか劣っているかという二分化思考が蔓延しています。過ちを犯した人を立ち上げないくらいまでバッシングする風潮が続いています。また、多様性が声高に叫ばれながら、異端や異質な存在を排除する攻撃はなくなりません。これらはすべて私たちが曖昧さや寛容さを失ったゆえに起きていて、これではないかと考えます。

るとする案が示された。
専門委員から、「3Aでもリー
スで取り扱うべきものがあるので

会計

プロトタイプに対する業界団体等からの意見等について審議

—SSBJ設立準備委

去る4月7日、SSBJ設立準備委員会は第5回会合を開催した。今回は、経済産業省「非財務情報の開示指針研究会」の事務局を迎え、当研究会に寄せられた「全般的な要求事項のプロトタイプ及び気候関連開示プロトタイプに対する業界団体等からの意見（3月31日時点）」、および当研究会が3月25日に取りまとめた「ISSBプロトタイプに対する基礎的見解」について説明がなされ、審議が行われた。

比較可能性と独自性のバランスを実現するための提案などが記載されている（当該意見等については、https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20220407_01.pdfにて閲覧可能）。

委員の意見

委員からは、「母集団の詳細について、産業別はもちろん、事業規模なども共有いただけると今後の参考になる」といった意見が聞かれた。

国際会計

公正価値ヘッジに関するASU、公表—FASB

去る3月31日、FASBは会計基準アップデート（ASU）2022-02「金融商品—信用損失（トピック326）」を公表した。

このASUは、2016年に発行された信用損失に関する新

また、「グローバルな比較可能性を担保するための打ち手としては、どのようなことが考えられるか」という委員からの質問に対し、研究会事務局は「マ

テリアリティ判断のあり方自体に粒度やばらつきが生じると、上がってくる報告の質が変わってしまう。そのため、示される開示内容についてはマテリアリティ判断のバラエティによって独自性が表現されているような方向感が望ましいというように理解している」と述べた。

*

次回以降、ISSB公開草案の具体的な内容について議論される予定。今後の審議スケジュールは<https://www.asb.or.jp/other/aud/ssbj-schedule.html>にて閲覧可能。

基準書（ASU2016-13）の導入後のレビューでの関係者からの意見に対応したものである。

ASUの概要

現行では、問題の生じた債務の再編（troubled debt

restructuring）（以下、「TDR」という）の条件を満たす貸付金の再編と再貸付けについて、「一般的な認識と測定の例外」が提供されている。

契約の条件変更がTDRに該当する場合には、追加の予想損失が計上され、特定の開示が要求される。

ASUは、「債権者によるTDR（サブ・トピック310-40）」を削除し、契約の条件変更（modification）のすべてが「新しい貸付け」と「既存の貸付けの継続」のいずれになるのかを決定することを要求している。

金融

米金融引締めの実体策

米連邦準備制度理事会（FRB）の積極的な金融引締め姿勢を示す事実が、また1つ出てきた。3月に開催された米連邦公開市場委員会（FOMC）の議事録が4月6日に公表され、早ければ5月のFOMCのタイミングで金融的引締めを開始することがわかった。新型コロナウィルス感染症がまん延し始めた2020年3月から開始した量的金融緩和で、FRBが資産購入によりバランスシートを5兆ドル拡大したが、今回は逆

また、債務者が財政的に困難な状況にある場合、債権者による貸付金の再貸付けと再編に関する開示を強化している。

ASUは、信用損失を計上する債権（金融商品—信用損失—償却原価（サブ・トピック326-20）の範囲の債権）について、発生年度ごとの当期間の貸倒総額（現行の貸倒純額ではなく）の開示を要求している。

適用時期

ASUは2022年12月16日以降開始する年度から将来に向かって適用され、早期適用は認められる。

に縮小することで引締め効果を狙う。償還される米国債と住宅ローン担保証券（MBS）の再投資を行わないため、月に最大950億ドル減少する。

前回2017-2019年の緩和縮小の際は、徐々にペースを上げ、最大でも月500億ドルだったため、今回は約2倍のペースとなる。縮小額の上限については、月950億ドルから今後縮小していくことで合意しており、次のステップとしてはMBSの売却が適切と、さらに

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年4月7日	2022年3月期監査上の留意事項(ウクライナをめぐる現下の国際情勢を踏まえた監査上の対応について)	JICPA	ウクライナをめぐる国際情勢を踏まえ、2022年3月期決算において、監査人が留意すべきと思われる事項として、経営者および監査役等とのコミュニケーション、事象の発生を踏まえたリスク評価の修正要否の検討、会計上の見積り、グループ監査等について取りまとめられている。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220407eiu.html	—
2022年4月7日	「中小企業の事業再生等に関するガイドライン(再生型私的整理手続)」に基づき策定された事業再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱い	国税庁	本ガイドライン(再生型私的整理手続)に基づき債権放棄等をした債権者(金融機関等)、債務免除等を受けた債務者、保証人が保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の税務上の取扱いについて、検討されている。また、同ガイドラインの廃業型私的整理手続に基づく債権放棄の税務上の取扱いについてもあわせて公表されている。 https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/hojin/220311/index.htm	—
2022年4月8日	株主総会資料の電子提供制度に係る株式取扱規程モデルの改正	全株懇	改正会社法に伴う株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されることを踏まえ、株式取扱規程モデルに書面交付請求を明示すること等、所要の整備を行うもの。 http://www.kabukon.net/pic/study_2022_03.pdf	—
2022年4月8日	株式名簿を中心とした株主等個人情報に関する個人情報保護法対応のガイドラインの改正	全株懇	改正個人情報保護法の施行に伴い、株主名簿に記録された株主の個人情報に関して、本人に対する利用目的等の公表および開示についての修正等、所要の整備を行うもの。 http://www.kabukon.net/pic/study_2022_04.pdf	—

証券
株価は世界景気の後退を予感し始めたのか？

踏み込んだ形となっている。内容自体は、前回FOMC終了後にパウエル議長がおおむねその方向性を述べ、ブレイナード理事も発言していたため、市場には意外性はなかった。ただ、具体的な時期や金額が示されたのは初めてで、他にも「インフレがさらに強まるリスクに傾いている」、「今後の会合で0.5%の利上げを年に1回かそれ以上行う」など、金融引締め方向で動くことが強調されている。今後出てくる経済データにかかわらず、少なくとも米中間選

挙まではFRBのタカ派姿勢は継続すると考えられる。その中間選挙では米民主党の苦戦が予想される。今のところ、下院では多数派ではなくることがほぼ確実で、上院では拮抗している。2月の米消費者物価指数は年率7.9%の上昇で、バイデン政権は、こうした物価上昇が政権の支持率を大きく下げていることを認識しているはずだ。当面の米金融政策は、円安・ドル高、米長期金利上昇、米株安要因となる方向で維持されるものと考えられる。

中心・上海市でロックダウンという強硬手段をとっており、今後の景気後退・経済成長ダウンが懸念される。

世界景気は大勢としてみれば、コロナ禍の克服に目途をつけ、回復軌道に乗りつつあるとみられるが、エネルギー・資源の需給バランスの崩れ、半導体など重要な先端技術部品のサプライチェーンの混乱などによって、早々と物価上昇が進行した。

インフレの脅威に対して、先進国は金融政策による対応を試みるほかはない。現在、アメリカが先頭に立って金融政策を引締め方向へ転換、強化しつつある。米FRBは年初に想定されていた金利上げ回数、引上げ幅を上回る政策発動すると見込まれている。それはインフレ抑制や景気後退がなかなか進まないのではないかと、という見通しと一体であるといつてよい。

ただ、長年、物価目標2%を掲げ、異次元金融緩和政策を続けてきた日本銀行は原燃料価格急騰によるインフレには動じることなく、ゼロ金利、量的緩和路線を堅持している。世界景気の後退が本物になってきた場合、米FRBや日銀の政策の行

ウクライナ情勢はロシアの重点戦線変更、ウクライナの抗戦姿勢持続によって、戦闘長期化の様相が強まってきた。それを受けてか、世界の主要国は景気後退し、世界の株価は4月入りとともに下げ基調に転じたように見え、経済成長率の下方修正を覚悟し始めたとの見方もある。ただ、地域別にみると、アメリカ、アジアと欧州各国では多少勢いに差があり、欧州株価は相対的に元気だ。

ウクライナ侵攻により、欧米主要国や日本の厳しい経済制裁を招き、ロシア経済は実体経済、金融経済の両面で強い後退圧力を受けている。ロシアへの制裁は、先進各国にも資源・エネルギーの価格高騰、供給減少という影響が生じる。これは経済成長率の低下に直結するものだ。さらに世界景気の足を引っ張る不安要素として、中国の新型コロナウイルス感染の急拡大が挙げられる。中国政府は経済の